

条 例

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第六号

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和三十二年埼玉県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項第二号中「生活介護（次号）」を「生活介護（同号）」に改め、同条第二項第一号中「とき（次号）」を「とき（同号）」に、「十万五千二百九十円」を「十六万五千五百円」に改め、同項第二号中「五万七千九百九十円」を「七万七千九百九十円」に改め、同項第三号中「とき（次号）」を「とき（同号）」に、「五万二千六百五十円」を「八万二千五百八十円」に改め、同項第四号中「二万八千六百円」を「三万五千四百円」に改める。

別表中

六、一六〇円	七、九二三円	九、五五〇円	一〇、七八八円
五、一九五円	六、一七五円	六、八六〇円	八、〇一三円

一一、六三三円	一二、三七五円
八、八九八円	九、三六〇円

六、一九八円	七、九五五円	九、
五、二二五円	六、二〇三円	六、

五八〇円	一〇、八一〇円	一一、六四五円	一二、三八八円
八八〇円	八、〇二八円	八、九〇八円	九、三七〇円

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第七条の二第二項の規定は、平成三十一年四月一日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

3 改正後の別表の規定は、平成三十年四月一日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金

及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。